

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年葉山町条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和 2 年 5 月 29 日提出

提出者	葉山町議会議員	待 寺 真 司	印
賛成者	葉山町議会議員	飯 山 直 樹	印
	同 上	中 村 和 雄	印
	同 上	伊 藤 航 平	印
	同 上	山 田 由 美	印
	同 上	石 岡 実 成	印
	同 上	金 崎 ひ さ	印
	同 上	鈴 木 道 子	印
	同 上	荒 井 直 彦	印
	同 上	笠 原 俊 一	印
	同 上	土 佐 洋 子	印
	同 上	窪 田 美 樹	印
	同 上	近 藤 昇 一	印

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町民生活・地域経済への影響に鑑み、議員の期末手当を減額するため提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年葉山町条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町民生活・地域経済への影響に鑑み、議員の期末手当を減額するため提案することとした。

2 内 容

令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額を、10%減額することとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月6日条例第200号</p> <p>附 則 1～5 (略)</p> <p>6 <u>令和2年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>	<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月6日条例第200号</p> <p>附 則 1～5 (略)</p>